

2021
10.1

NEWS RELEASE

Vol
29

だんだんと肌寒い日が多くなってきましたね。どんな服を着たらいいのかちょっと悩んでしま
います。
さて、プラザより県営住宅の募集や長寿命化リフォームシンポジウムについてご案内いたします。

○1. 県営住宅10月 定期募集開始！

10月の県営住宅定期募集が開始しました！県営住宅募集案内の冊子はお近くの市役所や区役所に
て配布しております。募集期間は**10月1日（金）～10月21日（木）【消印有効】**
まで！募集に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

県営住宅課	☎048-829-2875	大宮支所	☎048-645-1772
川越支所	☎049-227-6408	熊谷支所	☎048-524-7963
岩槻支所	☎048-794-7146	住まい相談プラザ	☎048-658-3017

○2. 住宅の長寿命化リフォームシンポジウム

住宅リフォーム推進協議会主催の「令和3年度住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」が開催
されます！

テーク

これだけは押さえておきたい成長し続けるビジネスモデル

この1～2年で働き方や企業のあり方も変貌せざるをえないほど、世間は目まぐるしく
変化しています。今回は基調座談会という形で業界3誌の方々にご登壇いただき、
”SDGs” ”カーボンニュートラル” ”DX化”といったグリーンとデジタルの融
合などについて情報発信します。その後具体的な事例の紹介と参加者全員によるディ
スカッションを通じて、実践的ノウハウを共有する場としたいと考えております。

申込や詳細は下記URLもしくは
QRコードへアクセスください！

https://j-reform.com/event/symposium_choju.html



**住宅の長寿命化リフォーム
シンポジウム** Web配信
登録者募集 ● 無料

よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 自宅と隣地との間に現在、塀がありません。塀を設置するには、どのような方法があ
りますか。

A.境界を確認し、それぞれが塀を建てるか、共通の塀にするのかを決めましょう。
共通塀の設置には、隣地所有者との協議が必要です。塀の種類、費用負担、
高さ、材質などについてよく話し合いましょう。塀の設置や維持管理費用につい
ては折半が原則です。(民法226条)なお、この規定は、双方に建物がある場合の
規定です。片方でも駐車場や資材置き場として使用されている場合は適用され
ません。

住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは